



令和8年4月1日 策定

〈前文〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、大野市の教育理念に基づき、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした心の教育を推進します。
- 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識したときにこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、県・市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 学校の運営方針「上庄っ子の夢や幸せを追い求めて」
 - ・勉強大好き(居場所がある学校) ・ふるさと大好き(地域と共に歩む学校)
 - ・自分も友達も大好き(絆が深い学校)・笑顔いっぱい(協働し高めあう学校)
- ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進め、自分も友達も大切に、児童同士が互いの良いところを認め合い、絆を深める。お互いの頑張りを認める場面を通して自他を大切にする心情を育てる。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認め、差別や偏見を許さない態度を育てる。教師自身が人権意識を高く持ち児童に接するとともに、教職員の言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。

○体験活動の推進

集団宿泊体験学習やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

道徳ノート等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合い高め合う心、感謝の心を育てる。

○ふるさと教育の充実

地域について学ぶことで、地域への愛着心や人として大切なことを学ぶ。

(2)学校評価の位置づけ

○いじめの防止等に関する取組を評価項目に位置付け、教職員自らの評価、保護者や児童の意見等を真摯に受け止め、取組の改善に努める。

(3)いじめの未然防止

○主体的で対話的な学びの力が育つ授業づくり

・公開授業日を設けたり、一人1回の授業研究を行ったりして、「わかった・できた」を実感できる授業づくり、様々な教科で「主体的で対話的な学び」の力が育つ授業づくりに努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

・ポジティブ教育を通し、「社会性を育て、いじめの予防に繋がるソーシャルスキル」、「仲間同士の認め合いや支えあいが可能となるピア・サポート活動」、「逆境に負けない心を育てるレジリエンス教育」を進める。

・意識調査を活用し、児童に自尊感情を育む安心して通える学校づくりに努める。

・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。

・毎月0のつく日を「いじめ防止5か条復唱日」とし、児童に意識付けを行う。

○児童の主体的活動の充実

・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○開かれた学校

・いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

・学校開放日や地域行事を通して地域住民の声を聞く機会を持つ。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

・警察の「ひまわり教室」やPTAと連携した「我が家のスマートルール」を通して、インターネットの利用や携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。

・校区座談会を利用し、地域住民や保護者に対してインターネットの危険性や注意点について共に考える機会を設け、いじめの予防に向けた啓発に努める。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

・日常的に当該児童の特性を踏まえ、全教職員で情報を常に共有しながら適切な支援を行うとともに、保護者との個別支援シート等を利用した計画的な面談を行う。

- ・日常的に一人一人の個性、特性を理解し合えるような環境づくりや学級づくりに努め思いやりの心を育てる。

- SOSの出し方に関する教育

- ・危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等)ができるための教育を行う。「弱音を吐いても大丈夫」と思える学級での雰囲気作りをおこなう。

(4)いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知

- ・全教職員が児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。児童のSOSを見逃さず、チームで読み取る。

- ・日常的に、ヒヤリハットメモや報告、相談を行う。

- ・日常的に、結の教育相談員や支援員との情報交換を行う。

- 自己チェックの活用

- ・年3回の「上庄元気っ子アンケート」による実態調査を行い、教員は児童との面談を行い、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

- 保護者に対するいじめ調査の実施

- ・年2回、保護者に対するアンケート調査を行い、情報を共有し、面談等を行う。

- 家庭や地域との連携

- ・気になること等があれば、家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換をきめ細かに行う。

- ・PTAや放課後子ども教室、スポーツ少年団、地域住民等と児童の状況に関する情報を共有し、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

- 放課後こども教室との連携

放課後こども教室と情報共有を行うことで、放課後こども教室での人間関係が学校生活に影響しないよう努める。

(5)いじめの事案対処

即時いじめ対策委員会を開催し対処する。特定の教職員一人が問題を抱え込むことがないように速やかに情報を共有し組織的な対応を行う。同時に大野市教育委員会へ報告する。

保護者には、学校での事案や対応について、丁寧な説明責任を果たし、格段の対応を図る。特に被害児童の家庭には家庭訪問による説明を行い、信頼関係の構築や家庭との綿密な連携をとった対応を行う。

- 「いじめ対応サポート班」による対応

- 「いじめ対応サポート班」がチームで対応策を実施し、状況を確認していく。

- 被害児童の保護

- 被害にあった児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、保護者へは、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝える。また、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、不安をできる限り取り除き児童の精神的ケアにつとめる。

- 加害児童への指導

- いじめに至った経緯や心情を傾聴し、行動を振り返らせ内省を促す。いじめは絶対に許されない行為であることを、毅然とした態度で指導し、被害児童への謝罪や今後の関わり方等について話し合い、行動に移させる。また、保護者へはいじめ行為に至った経緯と当該児童の心情を説明し、二度といじめ行為を起こさないよう、温かく見守るよう協力を求める。

○集団への指導

いじめを見ていた、知っていた児童に対しては、自分事として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合い、根絶しようという態度を持たせる。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じてSC、SSW等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察と連携して対応する。

(6)いじめの解消

いじめに係る行為が止んでいる状態が、3ヶ月程度を経過し、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないことについて、本人及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

(7)いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を大野市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、大野市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1)いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の対応策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

①構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、教務主任、養護教諭、関係担任 等

②活 動

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応策の検討

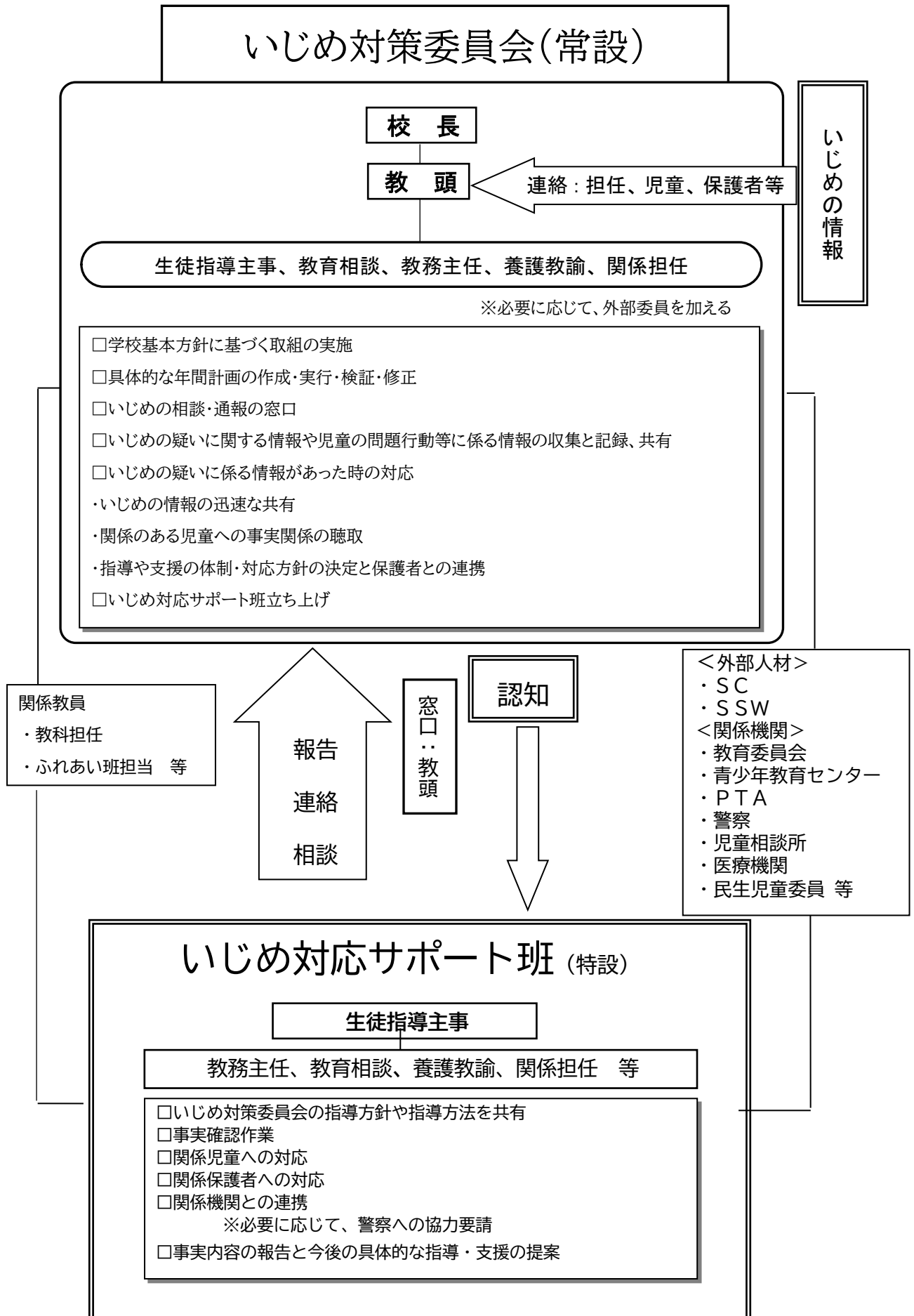
(2)いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、実行に移す。

①構成員：生徒指導主事、教育相談、教務主任、養護教諭、関係担任 等

②活 動

- ・当該いじめ事案の対応方針や対応策を共有
- ・個別面談による情報収集と事実確認(当該児童、関係児童、保護者への聞き取り)
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・外部人材や警察や児童相談所等との連携
- ・追跡調査(3日後、1週間後、半月後、1ヶ月後、3ヶ月後と 状況の追跡確認)



5 いじめ対策の年間行動計画
[4～6月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	<いじめ対策委員会> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <職員会議> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・児童理解 いじめ対応サポート班 ※発生時に即対応(通年)	登下校の確認 ・地域との絆づくり ・危険回避 縦割り班活動計画 ・リーダー育成 ・6年生のリーダーシップづくり 縦割り班活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ふれあい活動(縦割り班活動)<年間> 保護者との連携(自由参観日) ポジティブ教育					
5月	<いじめ対策委員会> ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 <職員会議> ・児童理解 授業研究 <いじめ対応サポート班> ※発生時に即対応 <学校運営協議会> ・意見集約	第1回上庄元気っ子アンケート *保護者アンケート 児童との面談 読み聞かせボランティア ・豊かな心づくり (5～2月) 4年希望園と交流 5～11月 5年宿泊体験学習(1泊2日) ・絆づくり ・自主的な活動 ポジティブ教育 マラソン大会(体力増進・強い心) 保護者との連携(自由参観日)					
6月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・アンケートについて <職員会議> ・児童理解 授業研究	1年 園小連携 ・絆づくり ・グループ活動 6年修学旅行(1泊2日) ・自主的な計画 ・コミュニケーション力の育成 ポジティブ教育 上庄ニコニコひまわりプロジェクト(6～2月) 保護者との連携(自由参観日)					

[7~9月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
7月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・夏季休業中の指導について <職員会議> ・児童理解 <地区座談会・保護者会> <学校評価アンケート 中間評価> ・情報、意見収集	児童会集会 ・仲間づくり ポジティブ教育 保護者との連携(保護者会) 上庄校区クリーン作戦 ラジオ体操 ・体験的な活動 ・地域の絆づくり					
8月	<いじめ対策委員会> ・学校評価アンケート中間評価の分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて <職員会議> ・児童理解 ・重点事項確認 <いじめに関する 校内研修会> ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検	家庭での読書 ・新聞読書・親子読書等 ラジオ体操 ・地域の絆づくり 体験的な活動 ・親子の絆づくり 5.6年上庄夏祭りへの参加(SDGs)					
9月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・児童理解 ・人権週間について	夏休み明け健康調査 ポジティブ教育 体育大会(縦割り班) ・絆を強める・種目練習					

[10~12月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
10月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・児童理解 授業研究	1・2年校外学習 ・2年生リーダーの育成 ・1・2学年の絆づくり				連合体育大会 ・連帯感 ・強い心と体づくり	
		ポジティブ教育					
		親子奉仕作業 親子資源回収 ・体験的活動 ・親子の絆づくり					
		芸術鑑賞(保護者・地域招待)					
		保護者・地域との連携(資源回収・芸術鑑賞)					
11月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・児童理解 <学校運営協議会> ・意見集約 授業研究	1、2年 ・絆づくり ・秋まつり					
		ポジティブ教育					
		第2回上庄元気っ子アンケート *保護者アンケート					
		保護者との連携(自由参観日)					
		人権週間の取組 ・人権集会					
12月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・2学期の振り返り ・冬季休業中の指導について <職員会議> ・児童理解 <学校評価アンケート・保護者会> ・情報、意見収集						
		ポジティブ教育					
		保護者との連携(保護者会)					
		福祉体験学習 ・1年:園児との交流 ・2年:視覚障害理解 ・3年:高齢者理解 ・4年:障がい者との交流 ・5年:車椅子体験 ・6年:保育体験					

[1~3月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
1月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・3学期に向けて <職員会議> ・児童理解 ・重点事項確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 登下校の確認(積雪時) ・地域との絆づくり ・危険回避 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> ポジティブ教育 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 就学予定児見学会 ・新たな絆づくり </div>					
2月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・児童理解 <学校運営協議会> ・意見集約 ・評価アンケート結果の公表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第3回上庄元気っ子アンケート </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> ポジティブ教育 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> なわとび大会 ・体力増進 ・強い心の育成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 保護者との連携(自由参観日) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 6年中学校入学説明会 ・異校種生徒の交流 </div>					
3月	<いじめ対策委員会> ・年度の振り返り ・新年度へ計画見直し ・学年末、学年はじめ休業中の指導について <職員会議> ・児童理解 ・重点事項確認 ・課題確認・計画確認 <情報発信> ・学校評価アンケートの結果と次年度の取組方針の公表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ポジティブ教育 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 感謝の気持ちを伝える ・給食週間 ・ボランティアの方へ ・ありがとう集会 ・卒業式 </div>					

大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図

大野市教育委員会 2025. 3. (図中の◇は判断を伴うも)

26版

学校

いじめの疑い・いじめの通報・いじめの発

・日常の観察・いじめのアンケート・本人の訴え
 ・保護者からの相談や訴え・周りの児童生徒の訴え
 ・教育相談・ここからチェック などの情報

情報を得た教職員(担任等)

報告

学年主任・生徒指導主事

報告

教頭

報告

校長

報告

対策会議の開催方法

いじめ対応サポート班【緊急会議Ⅰ】

事実関係の把握・整理

初期対応の調査結果を受けた重大事態の疑い判断①

疑いな

重大事態の疑いの判断

疑いあり

調査方針・役割分担の決定

いじめ重大事態対応フロー図
【教育委員会との協議】

詳細調査・対応

詳細調査(法23条)
アンケート
聞き取り
面談 など
(組織的対応を行う)

児童生徒の安全確保
(学年・養護教諭・SCなど)

被害・加害双方の
保護者へ連絡
(学年主任・担任)

いじめ対応サポート班【緊急会議Ⅱ】

事実関係の把握・整理

いじめが認定された場合は、いじめの報告を作成して、市教委に提出する
詳細調査の結果を受けた重大事態の疑い判断②

認定せず

いじめの有無の判断

認定

疑いな

重大事態の疑いの判断

疑いあり

支援・指導の方針や体制の決定

いじめ重大事態対応フロー図
【教育委員会との協議】

被害・加害双方の保護者へ連絡(学年主任・担任)

いじめ解消に向けた指導(組織的対応)

いじめ対策委員会【定例会】

事実関係の把握・整理

解消せず

解消の判断

被害児童生徒・保護者への確認
(学年主任・担任)

解消

継続指導・経過観察(組織的対応)

被害・加害双方の保護者へ定期的に連絡
(学年主任・担任)

再発防止・未然防止活動
(学校全体)

※解消の基準
 ・いじめにかかる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人・保護者に確認)

関係機関

警察

児童相談所

子ども家庭支援センター

弁護士
市顧問弁護士
県スクールリーダー

市教委

・関係機関との連携
 ・指導・助言・支援
 ・指導主事の派遣

・重大事態の判断を学校と協議
 ・重大事態の対応

対応の時間的な目安

可及的速やかに(2~3日以内)

概ね一週間以内

継続的な見守り

※1 相談・通報すべき事例 令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省を参照